

わかさ 消防だより

編集・発行
 若狭(組)消防本部
 小浜市大手町7-8
 TEL 53-0119(代)
<http://www.wakasa-fd.jp>

第78号

台風18号被害 国富地区上空



福井県防災航空隊撮影



小浜消防団長 竹中嘉浩氏

2月17日(月)、全国消防団大会が東京都内で行われ、小浜消防団が「防災功労者消防庁長官表彰」を受賞しました。

この表彰は、昨年9月台風18号による集中豪雨に際し、団員一丸となって市内各地で発生する水防災害で、被害を最小限に食い止めた功績により贈られたものです。

火災から文化財を守れ!!

1月26日は、昭和24年に法隆寺金堂壁画が焼損した日に当たることから、この日を「文化財防火デー」と定め、毎年この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守るため、全国的に文化財防火運動を展開し、国民の文化財愛護に関する意識の高揚を図っています。若狭消防組合管内においても地元の文化財を火災から守るため、住民、消防職団員が一丸となり火災防ぎょ訓練、搬出訓練を行いました。またあわせて防火査察を実施し、防火管理を点検しました。





防火フェスティバル♪

平成25年11月21日(木)、小浜市働く婦人の家咲楽館において、小浜市内の7つ保育所から約240人を招待し、防火フェスティバルを開催しました。ファッションショー、防火寸劇、ミニコンサートと楽しく一時を過ごしていただきました。最後に全員で「火遊びは絶対しません」と大きな声で誓いました。



防火サンタがやってきた!

平成25年12月10日(火)、高浜保育所に防火サンタがやってきました。これは、若狭地区防火推進協会が火災予防の一環として、幼少年期からの防火思想の高揚を図ることを目的に毎年開催しており、理事の大角一馬氏が防火サンタに扮し、児童ひとりひとりにプレゼントを手渡しました。児童たちは大きな声で、防火の誓いをサンタさんに誓いました。

祝 最優秀賞 山下消防副士長

平成26年1月24日(金)、福井市消防局において「消防職員意見発表大会」が開催され、県内の1消防局・8本部の消防職員が、消防業務に関する意見を発表しました。昨年に引き続き若狭消防組合消防本部の代表が最優秀賞に選ばれました。今回賞に輝いた山下倫弘消防副士長は、平成26年4月23日(水)に京都市で行われる「全国消防長会東近畿支部大会」に福井県代表として出場します。



軽可搬消防ポンプを更新配備

平成26年3月、(財)自治総合センターが実施する平成25年度コミュニティ助成事業により、小浜市矢代区に組織する矢代婦人消防隊に軽可搬消防ポンプを更新配備しました。この事業は、宝くじの助成金で整備したものです。



平成25年若狭消防組合管内 火災・救急・救助統計

火災件数は、28件で前年比7件の増加

- 火災種別では、建物火災が10件（構成比35.7%）前年比3件減
 その他火災*が12件（構成比42.9%）前年比7件増 ※焚火の拡大など

救急出場件数は、2,404件（前年比3件の減）

- 医療機関に収容した患者数は2,362人で、管内人口の約25人に1人が搬送されたことになる。

救助出場件数は、27件（前年比17件の減）

- 交通事故が18件15人を救助



	本 署	上中分署	名田庄分署	高浜分署	大飯分署	合 計
火 災	15 (+6)	4 (-2)	0 (±0)	7 (+3)	2 (±0)	28 (+7)
救 急	1,280(-13)	293(-17)	134(-39)	460(+61)	237 (+5)	2,404 (-3)
救 助	15 (-9)	4 (-5)	0 (-1)	5 (±0)	3 (-2)	27(-17)



住宅防火安心マーク

消火器、住宅用火災警報器の訪問販売に注意

全国で消火器や、住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等が後を絶ちません。住宅防火に対する必要性を正しく理解し、日頃から家族みんなで防火を心がけましょう。

消火器

消火器には、業務用消火器と住宅用消火器があります。一般のご家庭には事業所等のように消火器を設置する義務はありませんが、初期消火にたいへん有効なものであるため、各ご家庭には住宅用消火器の設置をお勧めしています。

業務用消火器の使用期限は10年（旧規格は8年）と表示されていますが、設置義務の事業所等では6ヵ月の外観点検と定期的内部および機能点検を行っています。

住宅用消火器の使用期限は5年です。使用期限が終わったらそのままリサイクルへ出し、買い替えをしてください。（安全で点検が簡単：内部点検や詰め替えは不要）

消防職員が消火器を販売することは絶対にありません。また、業者に依頼して販売・点検・回収をすることはありません。強引に購入等を勧めるような業者には注意しましょう。



住宅用火災警報器(住警器)

消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。未だに設置されていない場合は、消防法令違反となりますのですぐに設置し、消防署へ連絡（届出）してください。設置場所は（寝室や階段など）、火災予防条例で基準が定められています。また、住宅用火災警報器の交換期限は設置から10年となっています。新しい火災警報器に交換してください。機器異常の場合（自動試験機能が付いているタイプは、交換期限、または機器の異常を警報で知らせます。）も同様に新しい火災警報器に交換してください。詳しくはお近くの消防署へ問い合わせてください。

消防職員が訪問し、設置指導をしていますが、販売することは絶対にありません。



トラブルについて

その場での契約を避けて、時間をおいて家族などと相談しましょう。契約した場合でも8日以内であればクーリングオフ制度を利用できます。できる限り早く、公的機関や消費生活センターに相談しましょう。



「図上訓練」で災害イメージ

～ゲーム感覚で自主防災の重要性学ぶ～

自助・共助における自主防災活動を促進するため、小浜市と若狭消防組合が連携して、1月26日、若狭消防本部で自主防災組織のリーダーを対象に研修会を行いました。机上に地図を広げて災害を想定した訓練では（災害図上訓練DIG※）、地図上で予想される被害や避難場所、避難経路の道路などをカラーマジックやシールを使って塗り分け、避難方法やそれまでの備えを話し合い、減災を学びました。



※災害図上訓練DIGとは、災害をあらわすDisaster（ディザスター）、想像力をあらわすImagination（イマジネーション）、ゲームという単語のそれぞれの頭文字をとって、DIG（ディグ）と呼ばれており、「防災意識を掘り返す」、「地域を探求する」、「災害を理解する」といった意味合いがあります。

春の火災予防運動実施中!!

3月20日(木)～3月26日(水)



平成25年度全国統一防火標語

消すまでは 心の警報 ONのまま

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

－3つの習慣・4つの対策－

3つの習慣

- **寝たばこ**は、絶対やめる。
- **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- **ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



山火事防止全国統一標語

守りたい 森の輝き 防火の心

春先は特に空気が乾燥!

- 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- 強風時および乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- 火入れを行う際、許可を必ず受けること
- たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いからは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- 火遊びはしないこと

